介護保険住宅改修費代理受領取扱誓約書

　　年　　月　　日

（宛先）さいたま市長

 事業者所在地

 誓約者 事業者名称

 代表者職名及び氏名

さいたま市介護保険住宅改修費代理受領取扱事業者の登録にあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

なお、以下の誓約に違反した場合、登録を取り消しされても異議はありません。

１　介護保険の保険給付の対象となる住宅改修に関しては、関係法令及びさいたま市介護保険住宅改修費代理受領制度の登録に関する要綱等を順守し、さいたま市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱に従い実施します。

２　住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めます。

３　住宅改修を行うにあたっては、さいたま市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との調整及び連携に努めます。

４　住宅改修の施工にあたっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証及び負担割合証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間、負担割合及び負担割合の期間、介護保険の給付制限に関する規定を受けていないこと等を確認し、さいたま市介護保険住宅改修費受領委任払い制度が利用可能な者に提供します。

５　正当な理由なく、さいたま市介護保険住宅改修費受領委任払い制度の利用を拒むことはありません。

６　住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しません。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行します。

７　被保険者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なくその旨をさいたま市長に報告します。

８　被保険者からの苦情があった場合には、必要に応じ訪問等により事実関係を確認し、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行います。その他、当事業所において処理し得ない内容については、関係機関に対して指導又は助言等を求めることにより適切な対応方法を検討し、対処します。

９　住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修の完了の日から５年間保存します。

１０　関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等についてさいたま市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従います。

１１　業務上知り得た被保険者及びその家族等の秘密を洩らしません。また、事業所の職員等業務に従事する者（以下「従業者等」という。）に対し、業務上知り得た被保険者及びその家族等の秘密を洩らすことがないよう必要な措置を講じます。また、従業者等が、退職等により従業者でなくなった後においても、同様の措置を講じます。

１２　介護保険住宅改修費代理受領取扱事業者の登録内容に変更があったとき又は登録を行っていた事業を休止及び廃止等するときは、速やかにさいたま市長に届け出します。